

図-3.1.11 水質調査地点位置図

## 2) 発生源の状況

### (a) 水質汚濁防止法に基づく届出の状況

令和3年3月末現在における「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく特定施設の届出状況を表-3.1.24に示します。鹿児島県内（鹿児島市を除く）では、届出総数は4,805件、そのうち生活環境項目の排水基準が適用される特定事業場（排出水量が50m<sup>3</sup>/日以上、一部上乘せ排水基準適用水域は30m<sup>3</sup>/日以上）は、835事業場となっています。

表-3.1.24(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

業種	特定事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m <sup>3</sup> /日	50m <sup>3</sup> /日以上
鉱業	4	0	4
畜産農業	1,285	37	81
畜産食料品製造業	100	5	30
水産食料品製造業	410	1	26
保存食料品製造業	89	5	29
みそ・しょうゆ等製造業	59	4	3
砂糖製造業	13	0	7
パン・菓子製造業・製あん業	21	0	2
米菓等製造業	2	0	0
飲料製造業	196	1	48
動物系飼料・有機質肥料製造業	26	2	4
動物系油脂製造業	18	0	4
イースト製造業	1	0	0
でん粉製造業	33	0	30
めん類製造業	54	0	0
豆腐・煮豆製造業	161	0	2
冷凍調理食品製造業	16	1	6
紡績業・繊維製品製造業	44	0	2
一般製材業	5	1	0
木材薬品処理業	9	0	0
パルプ・紙・加工品製造業	2	0	1
新聞・出版・印刷業	17	1	0
無機化学工業製品製造業	2	0	2
発酵工業	2	0	2
合成樹脂製造業	2	0	1
石けん製造業	1	0	0
香料製造業	1	0	0
天然樹脂製品製造業	1	0	0
その他の有機化学工業製品製造業	1	0	0
タイヤ・ゴム製造業	2	0	0
皮革製造業	6	0	0
ガラス・ガラス製品製造業	1	0	0
セメント製品製造業	116	0	1
生コンクリート製造業	139	1	24
有機質砂かべ材製造業	1	0	0
窯業原料の精製業	6	0	3
砕石業	30	0	2
砂利採取業	23	0	8
鉄鋼業	1	0	0
非鉄金属製造業	3	0	1

注：令和3年3月末現在。

※は生活環境項目（pH, BOD, SS等）の排水基準が適用される事業場を示します。

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

表-3. 1. 24(2) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

業種	特定事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m <sup>3</sup> /日	50m <sup>3</sup> /日以上
金属製品・機械器具製造業	5	0	0
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	3	0	0
酸又はアルカリによる表面処理施設	49	2	10
電気めっき施設	7	1	3
旅館業	633	20	103
共同調理場	23	3	6
弁当仕出屋・弁当製造業（360 m <sup>2</sup> 以上）	2	0	1
飲食店（420 m <sup>2</sup> 以上）	9	1	4
洗たく業	264	2	9
写真現像業	78	0	0
病院	13	0	9
と畜業・死亡獣畜取扱業	32	0	14
卸売市場	1	0	0
自動車特定分解整備業	6	0	0
自動式車両洗浄施設	343	0	0
科学技術研究施設	91	4	7
一般廃棄物処理施設	32	0	2
産業廃棄物処理施設	8	1	2
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	12	0	0
し尿処理施設	226	9	198
下水道終末処理施設	22	0	22
特定事業場からの排水の処理施設	43	8	12
計	4,805	110	725

注：令和3年3月末現在。

※は生活環境項目（pH, BOD, SS等）の排水基準が適用される事業場を示します。

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

(b) 鹿児島県公害防止条例に基づく届出の状況

令和3年3月末現在における「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく特定施設の届出状況を表-3. 1. 25に示します。鹿児島県内の届出数は245件となっています。

表-3. 1. 25 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

特定施設名	届出数
ドラム缶再生業	1
自動車整備業	233
砂ろ過施設を有する上水道	11
計	245

注：令和3年3月末現在。

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

### 3) 水質汚濁に係る苦情の件数

「平成 29 年～令和 3 年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成 28 年度～令和 2 年度の 5 年間の水質汚濁に係る苦情の件数は、西之表市、中種子町及び南種子町ともに 0 件となっています。

### (3) 水底の底質

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、鹿児島県（国、市町及び一部事務組合を含む。）では、公共用水域の底質のダイオキシン類による汚染の状況について、常時監視調査を実施しています。

平成 28 年度から令和 2 年度までの調査においては、河川については、平成 28 年度に甲女川の天神橋で実施され、海域については、平成 28 年度に西之表港の基準点 1 で実施されています。底質のダイオキシン類の調査結果を表-3.1.26 に示します。

甲女川の天神橋は 0.26pg-TEQ/g、西之表港の基準点 1 は 4.1pg-TEQ/g で、環境基準を満たす結果となっています。

表-3.1.26(1) 底質のダイオキシン類調査結果（河川：平成 28 年度～令和 2 年度）

河川名	測定地点	単位	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	環境基準
甲女川	天神橋	pg-TEQ/g	0.26	-	-	-	-	150

出典：鹿児島県ウェブサイト「水質測定結果」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/suishitu/sokutei/index.html>)

「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（鹿児島県、平成 28 年度～令和 2 年度）

表-3.1.26(2) 底質のダイオキシン類調査結果（海域：平成 28 年度～令和 2 年度）

海域名	測定地点	単位	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	環境基準
西之表港	基準点 1	pg-TEQ/g	4.1	-	-	-	-	150

出典：鹿児島県ウェブサイト「水質測定結果」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/suishitu/sokutei/index.html>)

「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（鹿児島県、平成 28 年度～令和 2 年度）

### (4) 地下水の水質

調査対象地域の地下水の水質調査結果を表-3.1.27 に示します。「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、鹿児島県では、県内の地下水の水質常時監視調査を実施しています。

平成 28 年度から令和 2 年度までの調査においては、平成 28 年度に中種子町野間で、平成 30 年度に西之表市西之表で、令和 2 年度に南種子町中之下で調査が実施されており、いずれも環境基準を満たす結果となっています。

表-3.1.27 地下水の水質調査結果

調査年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	環境基準	
地区名	中種子町 野間	-	西之表市 西之表	-	南種子町 中之下		
井戸番号	500	-	700	-	100		
調査区分	概況調査 (p-リング方式)	-	概況調査 (p-リング方式)	-	概況調査 (p-リング方式)		
調 査 項 目	カドミウム	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	0.003mg/L 以下
	全シアン	N.D.	-	N.D.	-	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01mg/L 以下
	六価クロム	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	0.02mg/L 以下
	砒素	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01mg/L 以下
	総水銀	<0.00005	-	<0.00005	-	<0.00005	0.0005mg/L 以下
	PCB	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	0.002mg/L 以下
	クロロエチレン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロベンゼン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	0.002mg/L 以下
	チウラム	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	0.006mg/L 以下
	シマジン	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01mg/L 以下	
セレン	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.17	-	4.1	-	2.9	10mg/L 以下	
ふっ素	<0.08	-	0.08	-	0.09	0.8mg/L 以下	
ほう素	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	0.05mg/L 以下	

凡例：「<」は定量下限値未満、「N.D.」は不検出、「-」は、調査未実施を示します。

出典：鹿児島県ウェブサイト「水質測定結果」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/suishitu/sokutei/index.html>)

「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(鹿児島県、平成28年度～令和2年度)

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

調査対象地域に分布する表層土壌の状況を図-3.1.12 に示します。調査対象地域は、第三紀の堆積岩を基岩とする丘陵地域と、その上部を洪積世の堆積層及び火山灰の風積層で被覆したほぼ平坦な台地地域と、これらの丘陵間や台地間を流れる河川流域や海岸平坦地に発達した沖積地域がみられます。対象事業実施区域の土壌図によると、堆積岩に由来する黄色土壌が広範囲に分布し、丘陵地上には岩石が比較的浅い所に存在する残積性未熟土壌が分布しています。また、北部と中部には火山抛出物に由来する黒ボク土壌が分布しています。海岸は主に岩石地であり、中部の東側にグライ土が小面積で分布しています。

#### (2) 土壌汚染

##### 1) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況

調査対象地域に「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は存在しません。

##### 2) 土壌汚染に係る苦情の件数

「平成29年～令和3年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成28年度～令和2年度の5年間の土壌汚染に係る苦情の件数は、西之表市、中種子町及び南種子町ともに0件となっています。

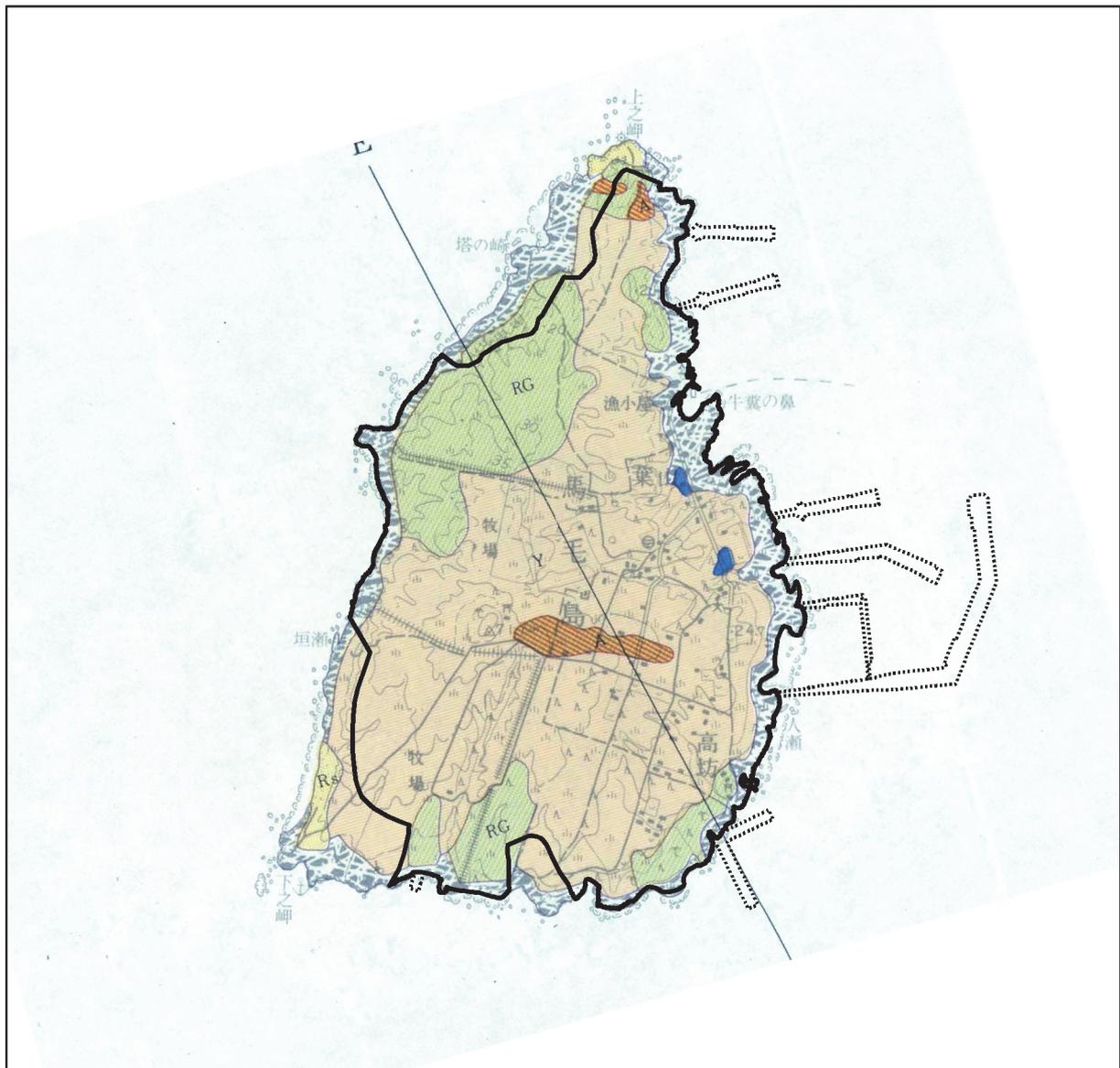
#### (3) 地盤沈下

##### 1) 地盤沈下の発生状況

調査対象地域において、地盤沈下は発生していません。

##### 2) 地盤沈下に係る苦情の件数

「平成29年～令和3年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成28年度～令和2年度の5年間の地盤沈下に係る苦情の件数は、西之表市、中種子町及び南種子町ともに0件となっています。



**凡例**

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)

0 0.5 1 2 km

1:40,000



岩石地		岩石地	赤黄土		黄色土壌
未熟土		残積性未熟土壌	グライ土		細粒グライ土壌
		砂丘未熟土壌			グライ土壌
黒ボク土		黒ボク土壌			荒粒グライ土壌

出典：「5万分の1 土地分類基本調査図 土壤図 種子島（種子島南部・種子島中部・種子島北部）（国土調査昭和55年8月11日指定（国土庁告示第1号）」

図-3. 1. 12(1) 表層土壌の状況

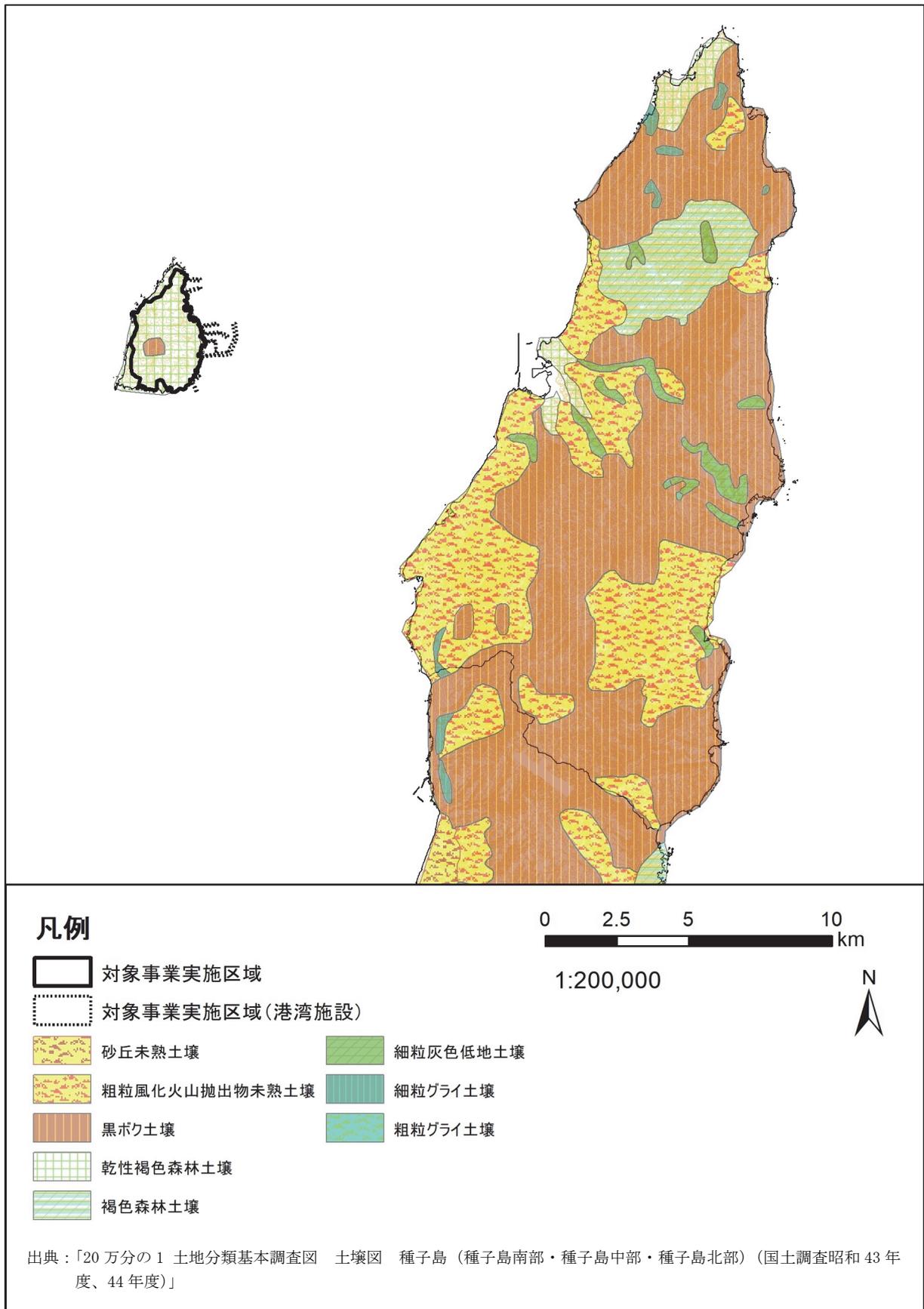


図-3.1.12(2) 表層土壤の状況